

# インクルーシブ教育の展望

## —スウェーデンの特別支援教育から—

石田 祥代 東京成徳大学応用心理学部

**要 旨**：特別支援教育導入から十年を経た現在，わが国では学習指導要領の改訂に向けた審議が行われており，多様な可能性があり，多様な教育ニーズを持つ一人一人の子どもたちが包含されたインクルーシブ教育に向けた動きがよりいっそう高まっている．本稿では，先駆的にインテグレーション教育を推進し，近年，わが国と同様に一人一人の教育やインクルーシブ教育を理念として掲げているスウェーデンを研究対象とし，教育の特徴を特別支援教育の点から検討した．結果，就学前学校から大学までの教育無償化により「全ての者の教育」と「個に応じた教育」が教育理念として掲げられていた．その理念のもと，学習を保障する学校と関係諸機関の連携，移民へのスウェーデン語と文化の教育保障，いじめへの取り組み，多様な指導形態と教育方法による特別支援が，教育の特徴として挙げられた．わが国においても「子どもたち一人一人」を大切にしたい教育を目指しており，「個の発達」を促す教育を推進することがインクルーシブ教育のさらなる充実につながることを示唆された．

**Key Words**： インクルーシブ教育，特別支援教育，スウェーデン

### ● —————

## I. はじめに

わが国においては，2007(平成19)年に，全ての学校において，障害のある子どもの支援をさらに充実するための教育として，障害児の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち，子ども一人一人の教育ニーズを把握し，その持てる力を高め，生活や学習上の困難を改善又は克服するため，適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられた．そして，特別支援教育導入以来，特別支援学校が中核的役割を担い，センター的機能を果たすなど一定の成果をあげてきた．その一方で，発達障害等児童生徒への支援や高校における特別支援教育の在り方といった新たな課題が出てきている．

また，現在わが国においては，学習指導要領の次なる改訂に向けて「人生を主体的に切り拓くための学び」を目指し，改訂に向けた審議が行われているところである．中央教育審議会<sup>1)</sup>は，この検討の中で「子どもたち一人一人は，

多様な可能性を持った存在であり，多様な教育ニーズを持っている」と明記し，「教室や社会で共に生き生きと活躍できるようにするために，学習指導要領等の在り方を検討していかなければならない」と考えている．特別支援教育に関しては，インクルーシブ教育システムの構築を目指し多様な教育ニーズに対応できる学びの場を確保すると共に，通常学級に障害のある子どもが在籍している可能性があるため，想定される困難さに対応すべく指導の在り方を検討すべきとしている．

このような動向にあつて，今後いっそう充実したインクルーシブ教育をわが国で進展させるために，諸外国の教育から得られる知見は多い．本稿では，ノーマライゼーション理念を具現化すべく，先駆的にインテグレーション教育を推進し，近年，わが国と同様に一人一人の教育やインクルーシブ教育を理念として掲げているスウェーデンを研究対象とし，教育の特徴を特別支援教育の点から検討する．

## ● II. スウェーデンの教育制度

### 1. 特徴

現行の学校教育法は、2010年に全面的に改正された法<sup>11)</sup>で、一部を除いては2011年7月1日より施行されている。旧学校教育法<sup>10)</sup>に引き続き、教育に関して包括的に定めている29章から構成される法律である。教育の第一の特徴として、北欧諸国と同様に「全ての者の教育(En skola för alla)」を挙げることができる。学校教育法では、就学前学校から成人教育(vuxenutbildning)までを網羅し、少数民族のサマー学校、学童保育を提供する余暇ホーム(fritidshemmet)および知的障害者の成人教育に関しても規定されている。教育は「居住地、社会的・経済的状况に左右されることなく、ジェンダー、アイデンティティや表現、人種、宗教やその他の信条、身体障害、性的指向、年齢に関わらず(第1章第8条)<sup>11)</sup>」保障されるべきであると明記され、旧法よりもさらに「全ての者」が強調されている。

第二の特徴は、前述の推進力とも言える教育の無償化である。2010年の改定以降は、就学前学校に通う幼児の教育もその対象となり、幅が拡大された。このように、現行では、3歳になる年の秋学期から大学に至るまで授業料は無料であり、リカレント教育が成立する一要因である。学校給食も無料であるものの、人気のないメニューや残飯の問題から、無料の賛否には議論が分かれるところである。

第三の特徴として、「個に応じた教育」の保障(第1章第4条)<sup>11)</sup>、新法では旧法と比較しても、「個」に力点が置かれている。この点については後述する。

### 2. 就学前の教育

保育・幼児教育施設としてはわが国の子ども園に相当する就学前学校(förskola)と保育ママがある。1歳以上の幼児で①親が就業か就学している場合は必要とする程度の時間(第8章第5条)<sup>11)</sup>、②親が失業中か別の子どもの世話をするために両親休暇を取得している場合は1日3時間以上か週15時間以上(第8章第6条)<sup>11)</sup>、就学前学校に通うことができる。就学前学校の歴史は1836年に遡るが、1945年に社会庁(socialstyrelsen)が保育を含めた児童福祉に責任を負うことになり、社会的なニーズもあって、保育所(daghem, dagis)と保育ママが各地に設

けられた。1975年には半日と全日の保育所がförskolaとして統合され、1996年の教育省への移管に伴い1998年以降は就学前保育にも教育課程が導入され、①基準と価値観、②成長と習得、③子ども自身の影響力、④就学前保育と家庭の協力、⑤就学前学級、基礎学校、余暇ホームとの相互協力、に関して言及されている<sup>15)</sup>。

2010年からは3歳に達する年の秋学期から年間525時間以上無料で就学前学校に入学することができるようになり、「全ての者の就学前学校(allmän förskola)」として無償化の範囲が引き下げられた。2015年教育統計年鑑<sup>18)</sup>によれば、9,891就学前学校に489,275名が就学した(人口:9,644,804名)。市に相当するコミューン(kommun)が1歳から就学までの子どもに就学前学校を保障しなければならないことや多くの親が両親保険を利用し育児休暇をとることから、就学幼児のうち1歳に満たない者は全国で4名のみである。1歳児も他年齢層の半数程度であり56,434名と少ない。6歳からは就学前学級に参加する幼児が多いため、就学前学校に在籍する6歳児は1,656名、7歳児は412名であった。また、公的保育設置としての歴史的背景からコミューン立が72.2%(7,142校)を占めている。なお、北部地方のラップランド地方では、サーミ語での幼児教育が提供されている。

スウェーデンでは、他の北欧諸国と同様に、義務教育学校への就学予定1年前から就学前学級(förskoleklass)を利用できる。1991年に6歳時入学が選択可能になったことが契機となり学級が整備されることとなり、1998年以降は公的に設置されている。すなわち、コミューンは0学年として就学前学級を希望する全ての6歳児に対して、秋学期より525時間以上の教育活動を保障する義務を負っている(第9章第7条;第8条第1項)<sup>11)</sup>。そして、そこでの教育内容は教育課程<sup>17)</sup>で示されており、学級での教育は「一人一人の子どもの発達や学習を刺激するもので、基礎学校での教育の基礎を形成する」(第9章第2条)<sup>11)</sup>ことを目的に、遊びを中心に学校のきまりや日課に慣れることねらいとしている。就学前学級教員と保護者が子どもの育ちについて話し合いながら、最終的には保護者の判断によって入学が決定するため、就学前学級が1年修了した段階で、学校への入学はまだ早いと判断されればもう1年の準備期間を経て学校へ入学するといった柔軟性もある<sup>9)</sup>。

教育統計年鑑<sup>18)</sup>では、109,943名が就学しており、うち5歳児が905名、7歳児が1,025名

である。すなわち、全6歳児113,296名のうち就学前学校に1.5%(1,656名)、基礎学校1.1%(1,270名)、就学前学級に93.2%(105,677名)が在籍していた。学級は基礎学校や就学前学校、余暇ホーム内に設置されることが多く、約92%がコミュニオン立学級、残り約8%が特別学校かサーミ学校、自由学校の学級である。

### 3. 義務教育

6・3制の基礎学校(*grundskola*)と後述する知的障害基礎学校、特別学校、サーミ学校で義務教育が提供される。基本的には7歳時入学で、日本の小学校に当たる1から6年生までの学校、中学校に当たる7から9年生までの学校、小中一貫校にあたる1から9年生までの学校の3型の学校がある。また、自由学校(*fristående*)と呼称され、モンテッソーリ教育法、ヴァルドルフ教育法や宗教色の強い教育法等の方針を有する義務教育学校があり、学校教育局から認可を受け、コミュニオンによる助成金で運営される。学校教育法で保障されているように、コミュニオン立と同様、学費は無料で、法および教育課程に従わない場合は認可が取り消されることもある。

学校教育法では、基礎学校における教育は「児童生徒が社会生活に適応するために必要とされる知識や技能及び学校教育活動を児童生徒に提供」し、「教育をもって、一人一人の発達、活動的な生活や継続的な教育の基礎」や「広い交際力、社会協力、社会生活への活動的な参加」が培われると言及されている(第10章第2条)<sup>11)</sup>。①美術、②英語、③家庭科、④体育、⑤数学、⑥音楽、⑦自然科学：生物、物理、化学、⑧社会科学：地理、歴史、宗教、社会学、⑨工芸、⑩スウェーデン語、⑪情報が教科として規定されるが(同章第4条)<sup>11)</sup>、1年(本格的には4年)より第一外国語、7年より第二外国語を取り入れている学校がほとんどで、教育課程<sup>12)</sup>でそれぞれの目標に関して規定されている。教育目標に対する教育内容と方法は教員・学校・コミュニオンが主体であり、かなり自由度が高い。従って、1、2年の低学年では生活単元学習のような教科で区切らない指導法がよく見られ、就学前学校から就学前学級、基礎学校となだらかに学習内容が難しくなる印象である。教育課程では、5・9年生で学習の到達目標が示されていることから、5・8・9年生でスウェーデン語・数学・英語の到達度評価のため全国統一試験が行われ、一人一人の学習に

関して調査と確認がなされ、目標を達成していない教科については補償教育が行われる。また、成績評価は基本的には8・9年時に行われる。

学校教育法改正では、学校機関に教育上の責任を追う校長に加え、運営に責任を追う学校機関運営者を配置することになった。従来、スウェーデンにおいてもわが国と同様に「いじめ」問題は議論となっていたが、本改正により国家をあげて「いじめ」を撲滅しようとする姿勢が伺える。学校教育法第1章第5条<sup>13)</sup>では、いじめ(*mobbning*)を「侵害的な取扱(*kränkande behandling*)」に児童生徒がさらされ、それが「繰り返される」場合を指し、仲間はずれ、暴力、辱め、嫌がらせ、言葉の暴力、からかい、噂の流布、監禁、所有物の破損、オンライン上で行われるものが含まれるとされ<sup>4)</sup>、学校庁では、ショートメッセージによる嫌がらせ、本人の承諾を得ない写真のインターネットへの投稿等いじめを例示している。運営者及び教職員に対して児童生徒を「侵害的な取扱」にさらすことを禁止し(同章第9条)<sup>11)</sup>、最終責任を運営者が追う(同章第5条)<sup>11)</sup>と責任の所在が明記されるのみならず、義務を怠った場合は損害の賠償を行う(同章第12条)<sup>11)</sup>と規定された。この規定を受けて、校内には「擁護(*trygghetsteam*)」・「いじめ対応」チームのように呼称される教職員チームがいじめ予防とその対応に当たっている。

教育統計年鑑によれば<sup>18)</sup>、基礎学校の児童生徒数は920,997名で、うちコミュニオン立が794,869名、サーミ学校が168名、自由学校が125,960名であった。学校数は4,887校で100～199名規模が29%、200～299名規模が21%と割合が高く、わが国と比して小規模の学校が多い。なお、900名～999名規模の学校は全国で4校、1,000名を超える学校は全国で7校であった。

### 4. 高等教育・成人教育

スウェーデンではノルウェーと同様に教育改革を経て専門学校が高等学校に統合され総合制高等学校(*gymnasieskolan*)として、20歳未満の全ての若者に教育を補償する(第15章第5条)<sup>11)</sup>。その歴史は1971年に遡り、当時は複線型学校の名残のある細かな課程分岐構造を取っていたものの、1992年に廃止された。その後、生徒個々による科目の組み合わせでカリキュラムが編成される科目組立方式へと転換され<sup>2)</sup>、1994年改革では教育階級格差の縮小と大学進学を可能にする職業教育の普通教育化を目的とし<sup>8)</sup>、数多く存在したラインを16ブ

プログラム、特別・個別プログラム、全学科を3年制に整備することで、進学・職業系の学科間に存在した入学・卒業の要件の鞘、大学進学の基本要件取得に関する差が撤廃された。そして、2011年には、①各プログラムの専門教育を強化、②入学要件を満たせない生徒の補修プログラムを準備、③学習成果を国が保障すること、④高等学校の教育内容と専門性の水準を周知、の4点を主要な目的とし、改革が遂行された<sup>9)</sup>。

高等学校における教育は「一人一人の発達」とともに「職業生活の準備」「高等教育の準備」「市民生活の準備」(同章第2条)<sup>10)</sup>という3重の目的のもとで、3年間の教育が行われる。12職業系学科：①児童・レクリエーション、②建築・設備、③電子工学・エネルギー、④自動車・運輸、⑤商業・経営、⑥手工芸、⑦ホテル・ツーリズム、⑧工業、⑨自然資源活用、⑩レストラン・食材、⑪空調・湿度管理、⑫福祉・介護、と6進学系学科：①経済、②芸術、③人文、④自然科学、⑤社会科学、⑥技術、の合計18学科がナショナルプログラムとして<sup>12)</sup>、これらとは別に、入学要件を満たさない生徒の補修を保障する5つの入門プログラムが設定される。また、通学にもなって寄宿舎生活を必要とする生徒に対し、居住地のコミュニティに経済的援助の責任があると規定され、20歳までの生徒への経済的保障が謳われており(同章第32条)<sup>11)</sup>、教育機関の拡大につながっていると考えられる。このような経済的保障は、後述の特別学校においても適用されるものである。

2015年教育統計年鑑<sup>18)</sup>によれば、1,346校の高等学校に330,196名が在籍し、うちコミュニティ立が869校242,295名、入門プログラム遂行校が29校536名、ランスティン(県に相当)立が17校2,822名、私立が460校85,079名であった。

ところで、スウェーデンにおける教育の特徴の一つであるリカレント教育は、1969年のヨーロッパ教育大臣会議において当時のスウェーデン教育大臣ウーロフ・パルメが紹介したアイデアに基づき、1970年代に有給休暇制度や社会人への大学入学定員割当制度などを導入し、積極的に推進されてきた。以来、成人の学習参加率は高水準を保っており、「生涯学習先進国」「学習社会」として国際的な注目を浴びている<sup>9)</sup>。

### ● III. スウェーデンの特別支援教育

#### 1. 特徴

これまで見てきたように、スウェーデンでは「全ての者の学校」を目指し、「個のニーズに応じた教育」を実践するような体制を整えることが重要視されている。他方で、学校とは学習を保障する機関と見なされ、療育や訓練といった専門的指導については関係機関および専門職が関与することが特徴の一つである。また、家庭が担う「しつけ」部分の教育はわが国ほど丁寧ではなく、学校規則は細かく決まっていないのが普通で、学年が上がるにつれ学校や授業の統制を大きく乱さない限り生徒の行動を細かく注意しない傾向である。

スウェーデンは北欧諸国の中でも特に移民の割合が高く、スウェーデン語以外の言語を母語とする幼児児童生徒の割合は、就学前学校で22.1%(25,043名)、基礎学校で22.9%(210,837名)であり<sup>18)</sup>、移民の割合は近年特に増加している。これらの児童生徒にスウェーデン語と生活・文化全般に関する特別指導が導入されており、通常教育への適応が試みられている。しかしながら、幼児期や低学年で指導が開始された場合と高学年になってから指導が開始された場合では適応状況に差が出る、早期に指導が開始されスムーズにスウェーデンの学校に適應できたと考えられても親子間のコミュニケーションや文化的背景に課題が生じるといった問題も指摘されている。このようなマイノリティの問題や家庭の貧困は、学業不振や非行に密接に関わっていると考えられ、特別な教育的ニーズとして捉えられる。

障害児教育の特徴としては多様な学習形態と教育方法が挙げられ、「全ての者の学校」としてのインクルーシブな教育を目指し、個のニーズに応じた教育の保障を基本にしつつ、負荷的に特別ニーズ教育を行っている<sup>7)</sup>。通常学校、特別学校、知的障害学校で、個別時間割、個別指導計画、指導グループ、個別指導、チーム・ティーチング、外部機関との連携により特別な支援がなされている。なお、1994年教育課程以降は、基礎学校、特別学校、知的障害学校、サーム学校は、同一の教育的価値や目標に基いて教育が提供されることとなった。その一方で、教育課程においては、教育の「目標達成のための多様な道筋がある」<sup>17)</sup>とし、「教育は全ての子どもに同じように行われてはならな

い」と形式的な平等については否定的である<sup>7)</sup>。

## 2. 就学前教育における支援

就学前学校においてもスウェーデン語以外の言葉を母語とする幼児の割合が高いが、幼児よりはむしろ保護者とのコミュニケーションで通訳を介在させるといった配慮をすることがある。その他、給食の食材、多言語の絵本、肌の色が違う人形、多文化に興味を持つような活動のような工夫をする就学前学校も多い。

障害の有無に関わらず就学前学校で保育・幼児教育が行われるのが一般的であるが、「就業等の理由に関わらず身体上又は精神上の理由等で発達のために就学前学校で特別な支援を行うことが必要な幼児は就学前学校に入園することができる」(第8章第7条)<sup>10)</sup>と配慮規定がある。障害児のいるクラスは少人数にし、保育士補助や身体障害児者パーソナルアシスタント等で支援体制を整えている。また、一斉行動が少ない日課や子どもの思いを尊重した遊び・活動、活動別での保育施設の利用方法、施設環境の在り方が職員の「困り感」を軽減している。コミュニケーションによっては、同じ障害のある幼児を多数受け入れる就学前学校を設置することで運営費を抑えている。この場合も、障害児と健常児と一緒に保育するのが通常の方法であり、必要に応じて障害児グループを設けることもある。聴覚障害児が多く通う就学前学校(Malmö)において聞き取りを行った際、当該施設に通う健常児の中には、聴覚障害のあるきょうだいや親をもつ子どもが複数いるとの回答を得た<sup>8)</sup>。

## 3. 視覚障害児・肢体不自由児への支援

インテグレーション政策を通して、視覚障害児の特別学校は1980年代に、肢体不自由児の特別学校は1960年代に閉校となった。旧特別学校はリソースセンターを経て特別教育研究所としての機能を果たしている。例えば、視覚障害研究所においては、視覚障害児が就学する学校の教育を対象とした研修、保護者への障害に対する理解の促進と啓発活動、教材開発、視覚障害児を対象に補助具利用や歩行の訓練等を行う。特別学校に就学する聴覚障害児と比べ、視覚障害児に地域社会で同様の障害を有する人と触れ合う機会が少ないため、情報共有とピアカウンセリングの場を保障するという重要な役割も有している。

現在、視覚障害または肢体不自由のある児童

生徒は、地域のハビリテーリングセンター、補助具センター、病院を利用しながら、基礎学校と総合制高等学校に就学する。学校では、個別支援計画に沿って、一人一人が異なる時間割で指導を受ける。そのため、校内の特別支援グループは授業時間ごとに流動的であり、大きなグループで学習する授業もあれば、数名がコンピュータを用いて学習する授業もある。地域に肢体不自由のある学齢児が複数いる場合には、教育施設が集合し地域のセンター的機能を果たす比較的規模が大きい基礎学校にそれらの児童生徒を集めて指導することもある。その際、遠方の児童生徒は、センター学校に週1、2日通うといった柔軟的な教育措置も取られる。

学校教育庁は<sup>14)</sup>、発達支援と発達への刺激の観点から「通常の指導体制で特段の配慮が必要な児童生徒がいると解説し、基礎学校では、適応プログラム、児童生徒の集団への特別な支援、個別支援、通常学級とは別の指導グループ、時間割・教科・教育目標など学習コースの適正化等での対応、日本の中学校にあたる基礎学校高学年では、これらに加えて部分的に学外に活動の場を設置することも例示されている。そして、高等学校では、個別プログラムやプログラムの縮小、特別学級等での対応が示されている。

## 4. 聴覚障害児・重複障害児への支援

聴覚障害および重複障害児(聴覚障害、視覚障害、肢体不自由)のための特別学校は、インテグレーション政策の中、閉校案が出た時期もあったものの、ろう者文化の尊重と第一言語としての手話を重要視し、独立した学校として残された。現在、聴覚障害児を対象に地方立5校(region): Örebro, Härnösand, Stockholm, Vänersborg, Lund, 重複障害児を対象に国立3校: 視覚障害と肢体不自由の重複障害児の Ekeskolan(Örebro), 重度の言語・コミュニケーション障害児の Hällsboskolan (Stockholm), 聴覚障害と知的障害の重複障害児の Åsbackaskolan(Örebro), において、10年間の義務教育が提供される。特別学校の目標は「可能な限り基礎学校と同等」に「ろう・難聴児に対して、一人一人の状況に合わせた教育を提供する」と規定され(第12章)<sup>11)</sup>、教育課程<sup>13)</sup>が編成される。

ところで、これらの学校のうち Östervångsskolan(Lund)は、新たな形でのスタートを切った。これまでは伝統のある古い校舎を改築しながら教育が行われてきたが、2016年1月

より基礎学校 Tunaskolan と同じ敷地に校舎を移転した。移転前の聞き取りによれば「双子学校として新たな連携を模索したい」とのことであった。今後、移転後の教育に関する評価が行われることが予想されるため、当該校での指導内容や連携の在り方については今後の動向を追い、報告したい。また、コミュニオン立の Kannebäcksskolan (Göteborg) は、1 から 9 年生の聴覚障害または言語障害のある児童生徒の基礎学校、知的障害学校(1 から 6 年生)、就学前学級、余暇ホームを併設し、Göteborg における聴覚障害教育支援センターとしての機能も果たしている。

一方、聴覚障害のある生徒のための高等学校としては、Birgittaskolan の高等部、国立高校 (Örebro) があり、後者は視覚・聴覚の重複障害のある生徒も対象である。その他、Göteborg, Kristianstad, Stockholm, Umeå に 4 国立高校が設置され、寄宿舎に居住しハビテーションが必要かつ国立校での教育が適切で基礎学校か同様の教育課程を修了した重度重複障害のある 21 歳までの生徒の教育を保障している。

2015 年教育統計年鑑<sup>18)</sup>によれば、地方立校には、1 から 10 年生までの 358 名が、国立校には、1 から 10 年生までの 120 名が在籍した。

## 5. 知的障害児への支援

知的障害のための基礎学校として知的障害基礎学校(grundskola)がある。従来は、義務教育段階に比較的重度の障害児が就学する訓練学校(träningskola)があったものの、2010 年学校教育法で知的障害基礎学校に組み込まれ、加えて 10 年制が 9 年制に変更された。同法第 11 章第 3 条<sup>11)</sup>において、訓練学校は「知的障害基礎学校に特別に設置された場」で、「教科指導が困難な児童生徒を対象とする」と規定された。このように、基礎学校部では、個々の児童生徒の状況に応じて基礎学校と同様の教科教育が行われるのに対し、訓練学校部では、芸術活動・コミュニケーション・運動・日常生活・活動理解の 5 領域<sup>16)</sup>である。

義務教育修了後の教育機関として、知的障害高等学校(gymnasieskolan)があり、4 年間の教育が提供される。知的障害高等学校では、総合制高等学校と同様にナショナルプログラムとして一般・特別・個別プログラムが準備され、これらに加え、職業訓練、日常生活の領域があり、個々に合わせた教育が展開される。

2015 年教育統計年鑑<sup>18)</sup>によれば、知的障害

基礎学校に在籍する児童生徒数は 9,346 名で(うち男児 5,713 名)、基礎学校部が 5,781 名、訓練学校部は 3,565 名であった。これらのうち、1 年 703 名(基礎学校在籍児は 111,045 名、以下同様)、2 年 715 名(106,977 名)、3 年 793 名(106,782 名)に対し、7 年 1,243 名(97,811 名)、8 年 1,297 名(95,867 名)、9 年 1,544 名(97,238 名)であった。また、基礎学校の学校活動に参加するインテグレーション児は 1,173 名で、知的障害基礎学校在籍児のうち 12.6%であった。知的障害高等学校生徒数は 7,721 名であり、1 年生 1,628 名(ナショナルプログラム 908 名)、2 年生 1,968 名、3 年生 2,064 名、4 年生 2,061 名であった。知的障害高等学校生徒数はここ数年減少傾向にあるものの、知的障害基礎学校の各学年の数と比較すると 1 学年あたりの生徒数は多い。スウェーデンでは基礎学校高学年になると開講される授業教室に生徒が移動し授業を受けるスタイルが主流で、学習内容も難しくなる。そのため、中学校から特別支援教育に入学する生徒が増えるわが国と同様に、7 年生から生徒が増加する傾向にある。

## 6. 病弱児への支援

学校教育法第 24 章では「特別な指導形態」として、青少年センター(särskilda ungdomshem)、児童更生施設(kriminalvårdsanstalt)、国民高等学校(folkhögskola)等に加え、病院・療養施設を挙げており、病院・療養施設の幼児については「病院と療養施設はできるだけ就学前学校、就学前学級の教育に参加できるよう責任を追う」(同章第 16 条)<sup>11)</sup>とされ、児童生徒については「病院あるいは療養施設における特別な指導」(同章第 17 条)<sup>11)</sup>としている。実際には、病院や家庭への訪問教育が主で、院内に児童生徒が複数いる場合には特別指導グループが設置される場合もある。病弱児への教育方法と内容については曖昧な部分も多く、今後さらに分析を進めたい。

## 7. リカレント教育

リカレント教育の特徴は、「だれでも、いつでも、どこでも、無償で」学習が保障されることであり、青年・成人の教育として、高等学校の就学年限の延長、成人学校(komvux)、知的障害成人学校(särvux)、国民高等学校(folkhögskola)、成人学習サークル等がある。教育統計年鑑<sup>18)</sup>によれば komvux に 131,205 名、särvux に 4,299 名、国民高等学校に 83,491

名が参加した。特に、障害者のための修学支援策としては、専任コーディネーターやオンブズマンの配置、障害者を対象とした通信教育なども準備される。実際の教育は、支援つき寄宿舎付設の国民高等学校の設置、職場が学習機会を保障する生涯学習社会の具体化などであり、各個人の障害による特別な教育的ニーズに応じる教育の保障をめざす<sup>6)</sup>。

#### IV. インクルーシブ教育の展望

これまでスウェーデンにおける教育の特徴を特別支援教育の視点から分析した。「全ての者の教育」が教育理念に掲げられ、学校には「一人一人の発達」を大切にされた教育活動を実践することが求められていた。教育の根幹は「可能な限り通常学校と同等」とし、「一人一人の状況」に合わせるための多くの枝葉が根幹を支えていた。わが国においても「子どもたち一人一人」を大切にされた学習指導要領になるよう審議が継続されており、インクルーシブ教育の充実につながる視点であると評価できる。スウェーデンだけでなく北欧では、クラスや学年での順位付けのような他者との競争でなく過去の自分自身からどれだけ発達したのかの評価基準である。このような評価の視点は、障害児教育領域では当然のこととされているが、わが国の教育全体においても改めて確認すべき捉え方であろう。学習指導要領の改訂においては、高校の通級制導入が見込まれており、わが国においても多様なニーズを受け入れる学びの場が拡大している。今後、学校と関係機関・関係専門職とのいっそうの連携が予想されることから、これら学びの場をさらに柔軟に活用することが大切であろう。加えて、貧困やいじめ、不登校の予防体制の設置はわが国の教育にとっても喫緊の課題である。

#### 文 献

- 1)中央教育審議会(2017)：次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ(素案)のポイント。教育課程企画特別部会。 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2016/08/02/1375316\\_1\\_1.Pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/08/02/1375316_1_1.Pdf), (2017.1.31 取得)。
- 2)本所恵(2008)：スウェーデンの総合制高等学校における教育課程改革－履修方式の転換に焦点をあてて－。カリキュラム研究, 17, 1-4。

- 3)本所恵(2015)：スウェーデンの高校における徒弟教育の導入。技術教育学の探求, 12, 10-18。
- 4)井樋三枝子(2013)：スウェーデン新学校法におけるいじめ対策規定 外国の立法。国立国会図書館調査及び立法考査局。 [http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_7544688\\_po\\_02540207.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_7544688_po_02540207.pdf?contentNo=1), (2017.1.31 取得)。
- 5)石田祥代・野澤純子・藤後悦子(2017)：我が国における「気になる子ども」の支援に関する一考察－北欧の支援システムを通して－。東京成徳大学研究紀要－人文学部・応用心理学部－, 23, 13-26。
- 6)是永かなこ(2006)：スウェーデンにおける20歳前後の障害者教育制度。障害者問題研究, 34 (2), 143-149。
- 7)是永かなこ(2012)：障害児教育の理念と実際。公開シンポジウム「福祉を問い直す－北欧ケアを支える人間理解を手がかりに」, 於)高知大学 11月11日。
- 8)訓覇法子(2013)：職業教育改革にみる就労ラインの修正 第3の就労ライン。社会性格, 5 (1), 112-123。
- 9)太田美幸(2011)：「成人教育のスウェーデンモデル」とは何か。立教大学教育学科研究年報, 54, 19-33。
- 10)Skollag(1985)：SFS 1985:1100。
- 11)Skollag(2010)：SFS 2010:800。
- 12)Skolverket(2011)：Läroplan, examensmål och gymnasiegemensamma ämnen för gymnasieskola 2011. Tryckt hos ett klimatneutralt företag。
- 13)Skolverket(2011)：Läroplan för specialsolan, förskolekassen och fritidshemmet 2011 Lspec11. Tryckt hos ett klimatneutralt företag。
- 14)Skolverket(2015)：Elevers rätt till kunskap, extra anpassningar och särskilt stöd. Juridisk Vägledning。
- 15)Skolverket(2016)：Läroplan för förskolan Lpfö 98 Reviderad 2016. Elanders Sverige AB。
- 16)Skolverket(2016)：Läroplan för grundsärskolan 2011 Lgrsär11 Reviderad 2016. Elanders Sverige AB。
- 17)Skolverket(2016)：Läroplan för grundskolan, förskolekassen och fritidshemmet 2011 Lgr11 Reviderad 2016. Elanders Sverige AB。
- 18)Statistiska centralbyrån(2014)：Utbildningsstatistisk årsbok 2015. SCB。

(受稿 H29. 2. 15, 受理 H29. 4. 3)